

借入者の信用リスクに応じた保険料率の導入について（検討の状況）

1. 前回の委員会でご説明したこれまでの経緯

- (1) 平成24年11月の政府の規制・制度改革委員会において、「経営努力が保険料率に反映されるよう、検討すべき」旨の指摘。
その後、平成25年3月に主務大臣が指示した第3期中期目標においては、「借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する」との目標設定。
- (2) 基金協会とともに検討を行った結果、当時は借入者の信用リスクを判断するためのデータの蓄積がなかったことを踏まえ、データの蓄積も兼ねた暫定措置として、平成27年4月より、一定の要件を満たす借入者に対する優遇料率を導入。
- (3) 優遇料率を導入して5年目、第4期中期目標期間も2年目に入ることから、これまでに蓄積した4年分余りのデータにより、借入者の信用リスク（デフォルト率の算定）による保証・保険料率のモデル構築が可能か等について、モデル開発業者4社に検討を依頼。

2. 開発業者等からのヒアリング概要

検討を依頼した4業者からは、共通しておおむね以下の指摘。

- ① 信用基金の保有データは、いわば優良な農業者に限定した財務データのみであり、これだけではすべての農業者を網羅するモデルは構築できない。
- ② 今まで蓄積したデータが優良な農業者のものに限定されていることもあり、デフォルト先データが2件のみと著しく不足しており、デフォルト率の算定ができない。（最低でも1モデルにつき100件程度のデフォルトデータが必要。）
- ③ 財務データではなく、他の定性要因を使うモデルを作ることも考えられるが、信用基金が保有している定性データにより、これからそのモデルが構築できるかは判断できない。
なお、「ACRIS」を開発した日本政策金融公庫農林水産事業部からは、
- ④ すべての農業者の財務データ（白色申告でも可）が揃えられる資金に限れば、「ACRIS」を活用する可能性がある、との指摘。

3. ヒアリング結果を踏まえた検討方針

開発業者からの指摘のとおり、このまま今のデータ収集を続けていても、主務省が求めるモデルは構築できないことがわかった段階で、考えられる案は次の2案。

	案	考え方
案 の 1	<u>これまでの方針通り、すべての農業資金を対象に、すべての農業者から財務データにしる、定性データにしる、データを集め直してモデルを構築し、主務省の指示に応えるという案。</u>	改めてデータを一から収集することが必要。相当な時間と労力を要し、 <u>第4期中期目標期間中にモデルを構築することは不可能である。</u>
案 の 2	<u>すべての利用農業者の財務データが揃えられる資金に限定して、「ACRIS」を使って主務省の指示（デフォルト率の算定による保証・保険料率の導入）に応えるという案。</u>	「ACRIS」の活用によりデフォルト率が出されるので、第4期中期目標期間中に、主務省指示の <u>目標を達成できる可能性がある。</u>

〈現在の方針〉

第4期中期目標期間中での達成及び検討に必要な基金協会等関係者の労力負担等を考えると、対象資金は一部とはなるものの（案の2）の「ACRIS」を活用しデフォルト率を算定し、それによる保証・保険料率を導入する案について、実務的に実施が可能か等について、基金協会の意見を聞きつつ検討を進めているところ。

4. スケジュール

（9月20日 運営委員会において、信用基金から、現時点の検討状況を説明して、議論）

9月24日 農業信用保証保険事業・組織問題検討会において、基金協会に対し検討状況を説明して、議論

その後も信用リスクに応じた保険料率の設定の具体について検討し可及的速やかに結論を得る。